

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 28 日

宮崎県知事 殿



提出者

住 所 宮崎県えびの市大字向江296番地4

氏 名 原 工 業 株 式
代表取締役 原裕

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0984-37-2201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	原 工 業 株 式 会 社
事業場の所在地	宮崎県えびの市大字向江296番地4
計 画 期 間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	建設業
② 事 業 の 規 模	199,990千円 (R2.5.31決算時)
③ 従 業 員 数	13人
④ 産 業 廃 棄 物 の 一連の処理の工程	<p>現場内 産業廃棄物 発生</p> <p>→ 分別 ↓ 積込 ↓ 排出 → 運搬 → 中間処理 業者委託 → 最終処分 業者委託</p>

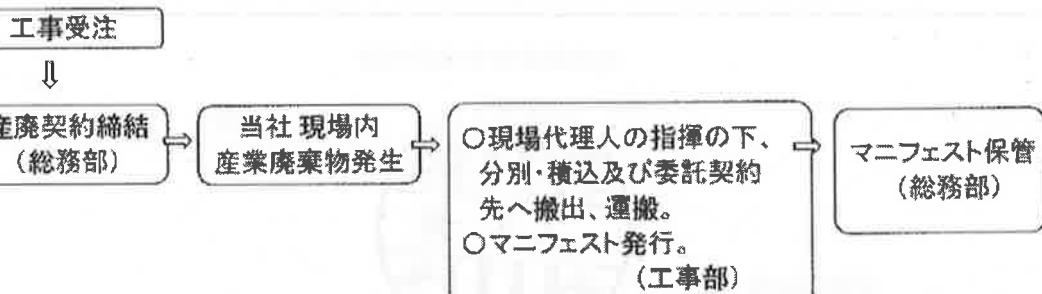
(日本工業規格 A列4番)

70

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



※マニフェストは当社へ還ってくる間、現場代理人の管理下。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト・コンクリート殻
	排出量	1300.01 t	1358.51 t
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック
	排出量	611.58 t	4.3 t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	金属くず
	排出量	0.35 t	1.45 t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
	排出量	8.5 t	t
(これまでに実施した取組)			
当社は、公共工事を主体としており、総務部では、産業廃棄物処理許可業者と委託契約を締結し、工事終了後マニフェストの保管をしています。工事部では設計書に基づき、分別・排出・運搬し、委託契約締結先の業者へ委託しています。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト・コンクリート殻
	排出量	1300.01 t	1358.51 t
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック
	排出量	611.58 t	4.3 t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	金属くず
	排出量	0.35 t	1.45 t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
(今後実施する予定の取組)			
当社は今後も事業活動の主体を公共工事においていますが、公共・民間を問わず、産業廃棄物許可業者との委託契約に始まり、設計書等に基づいた分別・積込・排出・運搬をし、適正な処理を行っていきます。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	直近では道路改良工事の受注が増えたと同じように、コンクリート殻・アスファルト・コンクリート殻の数量が増えました。現場内での分別を徹底し、産廃の積込前後、また排出中においては、粉塵防止の散水を行ながら委託契約先へ運搬しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	直近では道路改良及び土場工事の受注により、コンクリート殻・アスファルト・コンクリート殻・木くずの排出量が多かったです。今後も設計書等に従い現場内での分別・積込・排出を行い、委託契約先へ運搬します。その際は近隣住民への配慮をし、散水などで粉塵防止を図ります。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	～該当無～		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
	～該当無～		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	～該当無～		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
	～該当無～		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
～該当無～			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
～該当無～			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート盤	アスファルト・コンクリート盤
①現状	全処理委託量	1300.01 t	1358.51 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1300.01 t	1358.51 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類			
	木くず	廃プラスチック	
	全処理委託量	611.58 t	4.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	4.3 t
	再生利用業者への 処理委託量	610.54 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1.04 t	t
産業廃棄物の種類			
	建設汚泥	金属くず	
	全処理委託量	0.35 t	1.45 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0.35 t	1.45 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類			
	混合廃棄物		
	全処理委託量	8.5 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	8.5 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
産業廃棄物許可有している業者との委託契約を締結し、設計書に基づき適正な分別・積込・排出をし、委託契約先へ運搬しています。マニフェスト等の事務処理を遅延することのないよう、心がけています。			

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト・コンクリート殻
全処理委託量	1300.01 t	1358.51 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	1300.01 t	1358.51 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック
全処理委託量	611.58 t	4.3 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	4.3 t
再生利用業者への 処理委託量	610.54 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1.04 t	t
産業廃棄物の種類	建設汚泥	金属くず
全処理委託量	0.35 t	1.45 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	0.35 t	1.45 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
全処理委託量	8.5 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	8.5 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
②計画		
○総務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物許可業者との委託契約の締結。 ・工事終了後のマニフェストの保管。 ・工期延長時の契約更新手続き。 	
○工事部門	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書を遵守した分別、積込、排出、運搬。 ・マニフェストの発行は委託契約先と連携し停滯させない。 ・近隣住民への配慮（粉塵防止等）。 	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。